

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子育て支援金
行政機関等の名称	高山市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課
個人情報ファイルの利用目的	①支援金の未支給者の把握（市税滞納等による支給停止や重複支給を防ぐため） ②支援金支払時の転出者の把握（支払伝票処理後の転出者のチェック） ③過去支給者の登録（重複支給を防ぐため）
記録項目	1 個人番号、2 業務名、3 現存区分、4 世帯番号、5 行政区コード、6 世帯主名漢字、7 氏名かな、8 氏名漢字、9 生年月日、10 表示用生年月日、11 性別、12 続柄名、13 住民となる異動日、14 住民となる事由、15 住民となる届出日、16 住民でなくなる異動日、17 住民でなくなる事由、18 住民でなくなる届出日、19 転出確定日、20 住記最終大字コード、21 住記最終本番、22 住記最終枝番1、23 住記最終枝番2、24 住記最終郵便番号、25 住記最終町名、26 住記最終番地、27 住記最終方書
記録範囲	①生年月日が次の範囲の者（消除者、外国人、非住民含む） 住民登録されている0から65歳までの者 ②転出者及び死亡者であって次の範囲の者（消除者、外国人、非住民含む） 範囲：対象月の半年以内
記録情報の収集方法	高山市役所市民課
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	病児保育事業登録事務
行政機関等の名称	高山市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課
個人情報ファイルの利用目的	①病児保育事業利用登録者台帳の作成 ②利用登録者への登録証の送付 ③次年度利用登録者への案内送付（住所変更等を把握するため）
記録項目	1 個人番号、2 世帯番号、3 準世帯区分、4 支所コード、5 地区コード、6 行政区コード、7 隣保班コード、8 小学校区コード、9 中学校区コード、10 投票区コード、11 世帯主名かな、12 世帯主名漢字、13 氏名かな、14 氏名漢字、15 生年月日、16 表示用生年月日、17 性別、18 続柄名、19 実続柄名、20 住民となる異動日、21 住民となる事由、22 住民となる届出日、23 住定日、24 住定事由、25 住民でなくなる異動日、26 住民でなくなる事由、27 住民でなくなる届出日、28 転出確定日、29 最新大字コード、30 最新本番、3
記録範囲	①住民登録されている者（消除者、外国人、非住民含む） ②転出者及び死亡者であって次の範囲の者（消除者、外国人、非住民含む） 範囲：前年4月から1年以内
記録情報の収集方法	高山市役所市民課
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援（ひとり親世帯分）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金審査事務のため	
記録項目	1 特別児童扶養手当対象者に関する情報、2 収入（給与所得・譲渡所得等の金額等）に関する情報、3 住民税の課税に関する情報、4 児童扶養手当情報	
記録範囲	高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	1 については高山市役所福祉課、2～3 については高山市役所税務課、転入前市区町村長	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援（その他世帯分）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金審査事務のため	
記録項目	1 特別児童扶養手当対象者に関する情報、2 収入（給与所得・譲渡所得等の金額等）に関する情報、3 住民税の課税に関する情報、4 児童手当情報	
記録範囲	高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	1 については高山市役所福祉課、2～3については高山市役所税務課、転入前市区町村長	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子育て世帯負担軽減給付金	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	子育て世帯負担軽減給付金審査事務のため	
記録項目	1 特別児童扶養手当対象者に関する情報、2 収入（給与所得・譲渡所得等の金額等）に関する情報、3 住民税の課税に関する情報、4 児童手当情報	
記録範囲	高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	1 については高山市役所福祉課、2～3 については高山市役所税務課、転入前市区町村長	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市こども未来部こども政策課 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童手当受給資格者台帳	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当支給事務のため	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 宛名番号、5 個人番号、6 世帯番号、7 旧自治体、8 地区、9 自治体、10 認定情報、11 口座情報、12 配偶者有無、13 配偶者氏名、14 年金情報、15 税情報（請求者）、16 税情報（配偶者）、17 児童情報（氏名）、18 児童情報（生年月日）、19 児童情報（続柄）、20 児童情報（現存区分）	
記録範囲	認定請求書を提出し認定した者	
記録情報の収集方法	本人の申告、その他 15～16 は高山市税務課長または転入前市区町村長、1～9、12、13、17～20 は高山市市民課長から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童保育台帳	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	入園児童の保育のための台帳作成	
記録項目	1 住所、2 児童氏名、3 生年月日、4 性別、5 保育を必要とする理由、6 児童の心身の状態、7 世帯員氏名、8 世帯員生年月日、9 世帯員年齢、10 世帯員職業、11 世帯員勤務先、12 世帯員課税の有無、13 保護者氏名、14 電話番号、15 児童の健康状態、16 出生時の身長等、17 かかりつけ医、18 乳幼児健康診断の履歴、19 既往歴、20 身体障害者手帳等の所持、21 保護者の就労形態	
記録範囲	保育園入園申込書を提出し決定した者	
記録情報の収集方法	本人の申告による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市こども未来部こども政策課 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子ども子育て支援システム業務	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	保育施設等の利用登録・管理、保育料の徴収に関する事務のため	
記録項目	1 住所、2 児童氏名、3 生年月日、4 性別、5 年齢、6 宛名番号、7 個人番号、8 世帯番号、9 旧自治体、10 地区、11 自治体、12 保護者氏名、13 保護者生年月日、14 保護者住所、15 保護者年齢、16 続柄、17 支給認定日、18 認定期間、19 認定者番号、20 認定区分、21 利用施設、22 金融機関名、23 名義人氏名、24 口座番号、25 収納額、26 未納額	
記録範囲	保育施設等の利用給付認定を申請した者	
記録情報の収集方法	本人の申告による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市こども未来部こども政策課 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高山市第2子以降出産祝金	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	第2子以降出産祝金の案内をするために使用	
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 業務名、4 現存区分、5 行政区コード、6 世帯主氏名、7 氏名、8 生年月日、9 性別、10 続柄、11 住民となる異動日、12 住民となる事由、13 住民となる届出日、14 住民でなくなる異動日、15 住民でなくなる事由、16 住民でなくなる届出日、17 転出確定日、18 最終大字コード、19 最終本番、20 最終枝番、21 最終郵便番号、22 最終町名、23 最終番地、24 最終方書	
記録範囲	高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者もしくは記録されていた者	
記録情報の収集方法	高山市市民課から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市こども未来部こども政策課 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高校就学準備等支援給付事業	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	9月30日現在中学3年生及びその世帯主に給付金を支給するために使用する	
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 世帯主区分、4 世帯主かな、5 世帯主漢字、6 氏名かな、7 氏名漢字、8 生年月日、9 表示用生年月日、10 性別、11 続柄名、12 住民となる異動日、13 住民となる事由、14 最新郵便番号、15 最新町名、16 最新番地、17 最新方書	
記録範囲	9月30日現在で高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている中学3年生及びその世帯主	
記録情報の収集方法	高山市市民課から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市こども未来部こども政策課 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子育て世帯負担軽減給付金給付事業（R5 補正）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	令和5年11月30日現在に住所を有する子育て世帯に給付金を支給するために使用する	
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 世帯主区分、4 世帯主かな、5 世帯主漢字、6 氏名かな、7 氏名漢字、8 生年月日、9 表示用生年月日、10 性別、11 続柄名、12 住民となる異動日、13 住民となる事由、14 最新郵便番号、15 最新町名、16 最新番地、17 最新方書、18 高山市職員児童手当情報	
記録範囲	令和5年11月30日現在で高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている児童及びその世帯主、保護者	
記録情報の収集方法	1～17については高山市市民課又は本人から収集、18については高山市総務課から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子育て世帯負担軽減給付金給付事業（R6 補正）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	令和6年11月30日現在に住所を有する子育て世帯に給付金を支給するために使用する	
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 世帯主区分、4 世帯主かな、5 世帯主漢字、6 氏名かな、7 氏名漢字、8 生年月日、9 表示用生年月日、10 性別、11 続柄名、12 住民となる異動日、13 住民となる事由、14 最新郵便番号、15 最新町名、16 最新番地、17 最新方書、18 高山市職員児童手当情報	
記録範囲	令和6年11月30日現在で高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている児童及びその世帯主、保護者	
記録情報の収集方法	1～17については高山市市民課又は本人から収集、18については高山市総務課から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高山市こども未来部こども政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	未就園・未就学児童の安否確認	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	未就園・未就学児童の安否確認のため	
記録項目	1 世帯番号、2 宛名番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 続柄、7 世帯主名、8 住所、9 施設名（園・学校）、10 対応記録	
記録範囲	高山市の区域内に住所を有し高山市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	9、10 については本人の申告による収集、1～8 については高山市市民課、9、10 について高山市教育委員会、入国管理局、他自治体担当課から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市こども未来部こども家庭センター (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳幼児管理台帳	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児健診、乳幼児相談のために使用する	
記録項目	1 世帯番号、2 宛名番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 続柄、7 住所、8 電話番号、9 世帯構成、1 0 受診年月日、1 1 健診(相談)結果、1 2 出産の状況、1 3 先天性代謝異常検査結果、1 4 新生児聴覚検査結果、1 5 診察所見判定	
記録範囲	高山市が実施する乳幼児健診・相談受診者	
記録情報の収集方法	本人、その家族からの申告、対象者の前市区町村長	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市こども未来部こども家庭センター (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	法第6 0条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第6 0条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第2 1条第7項に該当するファイル 有 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	妊産婦管理台帳	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	妊娠の届出及び母子健康手帳交付業務、妊産婦健康診査、妊産婦の健康管理に使用する	
記録項目	1 世帯番号、2 宛名番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 続柄、7 住所、8 電話番号、9 世帯構成、10 妊娠届出情報、11 健診受診結果、12 子の氏名、13 子の生年月日、14 緊急連絡先の氏名、15 緊急連絡先の住所、16 緊急連絡先の電話番号、17 病歴、18 経済状況	
記録範囲	高山市に妊娠の届出があった者及び妊産婦健診の受診者	
記録情報の収集方法	本人、その家族からの申告、医療機関からの報告、対象者の前市区町村長	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市こども未来部こども家庭センター (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル 有 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	不妊治療助成	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	不妊治療費助成のために使用する	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 年齢、6 住所、7 電話番号、8 続柄、9 婚姻日、10 助成歴、11 他自治体からの助成金受給の有無、12 健康保険の種類、13 治療の種類、14 治療期間、15 申請金額、16 領収書の名前、17 治療総額、18 助成対象額、19 市税滞納の有無、20 振込先口座番号、21 申請年月日	
記録範囲	不妊治療助成事業申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市こども未来部こども家庭センター (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル 有 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	出産・子育て応援給付金事業ファイル	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	こども未来部こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	出産・子育て応援給付金の申請・給付の管理を行うため	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 ふりがな、4 生年月日、5 郵便番号、6 住所、7 電話番号、8 子の氏名、9 子の生年月日、10 振込先口座情報、11 申請の種類	
記録範囲	市民で出産・子育て応援給付金の申請者、事業の対象者	
記録情報の収集方法	本人、その家族からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市町村、医療機関、相談支援機関、業務委託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市こども未来部こども家庭センター (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル 有 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	